

友愛園短期入所生活介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人広島良城会が開設する友愛園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 友愛園短期入所生活介護事業所
- （2） 所在地 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号
（特別養護老人ホーム友愛園に併設）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところとする。

- （1） 管理者 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2） 医師 1名以上
定期的に利用者の健康状態の把握、健康保持及び療養指導のための適切な措置を行う。
- （3） 生活相談員 1名以上
利用者及び家族の相談や利用申込の調整、利用者の社会的便宜の援助を行う。
- （4） 介護職員又は看護職員 34名以上
介護職員は利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行い、看護職員は利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- （5） 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導・助言を行う。
- （6） 栄養士又は管理栄養士 1名以上
適正な給食業務の管理を行う。

（短期入所生活介護の利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は10名とする。

（短期入所生活介護の内容）

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他費用の額)

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

- (1) 居住費 多床室 915円/日
従来型個室 1,231円/日

(2) 食費 朝食345円、昼食665円、夕食635円

2 但し、利用予定日の前々日の17時30分までに不要の申出が無い場合、食費を負担頂きます。

(3) 理美容、喫茶店、レクリエーションその他行事の利用、参加にかかる費用 実費
希望により、電化製品を持ち込みの場合50円/日

(4) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められたもの
実費

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 事業所の通常の送迎の実施地域は、広島市（似島町、宇品町を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用中は健康に留意し事故の無いよう利用すること。
- (2) 機能訓練実施中は職員の指示に従いケガのないように注意すること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う手続きの方法)

第11条 事業所の従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動制限を行わない。

緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合の要件は次の通りとする。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える
- (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を定める
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

2 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、消防設備、施設等の点検及び整備を実施する。

3 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督を行う。

（衛生管理及び従業員の健康管理）

第13条 事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会を設置し、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止」の指針を定め、指定短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒の実施等とともに、従業員に対して感染症等に関する研修を定期的に行い、知識の習得に努める。

2 事業者は、従業員に対して、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取扱いに努めなければならない。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供は必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持等）

第15条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第16条 管理者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に対して説明しなければならない。

（褥瘡対策）

第17条 事業者は、褥瘡予防及び褥瘡対策検討委員会を設置し、「褥瘡対策」の指針を定め、褥瘡

予防対策担当者を置き、褥瘡対策チームを設置し、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、従業者に対して褥瘡に関する研修を定期的に行い、知識の習得に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 事業所は、「事故発生防止」の指針を定め、介護事故の防止のための委員会を設置し、介護事故の防止に努めなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 5 事業所は、事故防止を目的とした研修の実施、事故防止対策の実施をするため、安全対策担当者を置く。

（虐待防止に関する事項）

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待防止に関する責任者は、施設長とし、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 組織運営の健全化
 - (2) 従業者の負担軽減やストレスへの対応
 - (3) 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

（その他運営に関する事項）

第20条 事業所は、短期入所生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
 - (3) その他の研修 事故防止等に関する研修を適宜行う。
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。また、守秘義務は退職後も継続するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人広島良城会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。
この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。